

**令和6年度**（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

# 御殿場市放課後児童クラブ 募集案内

放課後児童クラブの利用を希望する場合には、募集案内をよくお読みいただき必要な手続きを行ってください。

クラブの利用は、年度ごとに申込が必要になります。

- 配布開始：令和5年10月
- 配布場所：市役所子育て支援課、各放課後児童クラブ、  
御殿場市子育て支援サイト（ダウンロード）  
（令和6年度新入学児童には、就学時健康診断会場で配布）

| 選考区分                     | 利用申込受付期間                |
|--------------------------|-------------------------|
| <b>1次選考</b><br>(1～3年生のみ) | 令和5年12月1日（金）から12月28日（木） |
| <b>2次選考</b>              | 令和6年1月31日（水）まで（締切厳守）    |

募集期限を過ぎると、4月1日に入所できないことがあります。受付時に書類不備で再提出が必要になり、期限を過ぎてしまうことがあります。早めの提出をお願いします。

## 目次

- 1 放課後児童クラブ利用申込について・・・P1
- 2 放課後児童クラブについて・・・P6
- 3 私立放課後児童クラブについて・・・P11
- 4 その他・・・P11

御殿場市



# 1 御殿場市放課後児童クラブ利用申込について \* \* \*

## \* 御殿場市の放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、保護者が平日の放課後や土曜日・夏休み等の昼間に労働等により児童の保育が困難である家庭の小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を用意することで、児童の健全な育成を図ることを目的として設置されています。令和5年10月1日現在、御殿場市内には公設のクラブが17クラブ（10校区）、私立のクラブが15クラブ（9団体）あります。本書では公設のクラブについてご案内します。私立放課後児童クラブについては、本書の11ページに連絡先を記載しますので、直接クラブと連絡を取っていただくようお願いします。

## \* クラブ利用の対象となる児童

御殿場市在住で、保護者が放課後の時間（13時から19時）に就労等の理由により保育が困難である児童。

※保護者：親権を行う者、後見人その他の者で当該児童を「現に」監護するもの。

※就労を理由とする場合、13時から19時の間のどこかの時間帯で、週3日以上就労していなければ対象になりません。

## \* 利用申込受付期間

- (1) 令和6年4月1日からの利用を希望する場合 ※新1年生も4月1日から利用できます。

| 選考区分                                                                           | 利用申込受付期間                      |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <b>1次選考</b><br>(1～3年生のみ)                                                       | 令和5年12月1日（金）から12月28日（木）       |
| <b>2次選考</b>                                                                    | 令和6年1月31日（水）まで（ <u>締切厳守</u> ） |
| 募集期限を過ぎると、4月1日に入所できないことがあります。受付時に書類不備で再提出が必要になり、期限を過ぎてしまうことがあります。早めの提出をお願いします。 |                               |

受付場所：御殿場市役所東館1階 子育て支援課（郵送可 ⇒ P3参照）

受付時間：8：30～17：15（市役所開庁日 ※第2・4火曜日は18:45まで）

※現在クラブを利用している場合は、在籍しているクラブへご提出いただけます。クラブでの受付は各締切の1週間前（1次：12/21、2次：1/24）までです。新1年生はクラブでの受付はできませんが、きょうだいでクラブを利用いただいている方に限りクラブでの受付ができます。

- (2) 年度途中からの利用申込

各月 1日からの利用・・・前月の15日までの申込

各月 16日からの利用・・・前月末までの申込

（15日・月末が土日・祝日に当たる場合は、市役所の翌開庁日が期限になります。）

受付場所：御殿場市役所東館1階 子育て支援課（郵送可 ⇒ P3参照）

受付時間：8：30～17：15

（市役所の火曜延長のときに提出を希望する場合は事前にご連絡ください。）

## 提出書類

### (1) 御殿場市放課後児童クラブ事業利用申込書（必須）

※申込書は2枚で1セットです。（市HP子育て支援サイトからもダウンロードできます。）

### (2) 保護者が『保育できない理由を証明する書類』（必須）

※提出がないと利用要件を満たすか確認ができないため、「保育できない理由」を証明する書類を必ず提出してください。（下の表を参照）

※就労の場合、13時から19時の時間帯を含まない就労や、週3日未満の就労は対象外となります。

### (3) 18歳以上70歳未満の同居者が『保育できない理由を証明する書類』（任意）

※必ず提出しなければならないものではありませんが、令和6年4月1日時点で18歳以上70歳未満の同居者がいる方で『保育ができない理由を証明する書類』の提出がない場合は、利用選考で不利になります。

※同居者：住民基本台帳において住所が児童と同じ者。児童と同敷地内に居住する親族も含む。

#### ◆(2)・(3)の『保育できない理由を証明する書類』

| 居所    | 保育できない理由 | 提出書類<br>(市指定様式) | 添付が必要なもの                                                                        |
|-------|----------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 児童と同居 | 就労       | 雇用されている         | 就労証明書<br>(勤務先で証明)                                                               |
|       |          | 自営<br>会社経営      | 就労証明書<br>(自書)                                                                   |
|       | 就学       | 利用理由申立書         | 直近の確定申告書の写し（ない場合は、代表者事項証明書、営業許可証、営業証明書等、営業の事実が確認できる書類）                          |
|       | 出産       | 利用理由申立書         | 学生証または合格通知（写し可）保護者の場合は、さらに時間割表等の就学時間が分かる書類の写し                                   |
|       | 障がい等     | 利用理由申立書         | 母子手帳の「出産予定日が分かるページ」および「母の氏名が記載されているページ」の写し                                      |
|       | 病気療養     | 利用理由申立書         | 各種手帳または介護保険証の氏名および等級が記載されているページの写し                                              |
|       | 介護、看護    | 利用理由申立書         | 「児童の保育ができない状態であること」および「療養期間」が記載された診断書                                           |
|       | 70歳以上    | なし              | 「介護、看護が必要な状態にあること」および「療養期間」が記載された診断書<br>または 各種手帳もしくは介護保険証の氏名および等級が記載されているページの写し |
|       | 求職       | 利用理由申立書         | または 各種手帳もしくは介護保険証の氏名および等級が記載されているページの写し                                         |
| 同居以外  | 単身赴任     | 就労証明書           | なし                                                                              |
|       | 入院・施設入所  | 利用理由申立書         | なし                                                                              |
|       | その他不在    | 利用理由申立書         | 「入院または入所の期間」が記載された診断書等                                                          |
|       | 不存在      | なし              | 不在であることが証明される書類                                                                 |

## ✿ 郵送での利用申込

送付先：〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

御殿場市役所子育て支援課 放課後児童クラブ担当

利用申込書と『保育できない理由を証明する書類』（就労証明等）を上記の送付先に郵送することで、利用申込を行うことができます。送付前に、書類の記入漏れや不足が無いか確認するようお願いします。特に、申込書の「申請者に同意いただく事項」のチェックと署名が漏れていると受付ができませんのでご注意ください。書類の不足がある場合は追加で郵送提出をお願いする場合がございます。締切日の当日消印有効です。

## ✿ 4月1日からの利用決定

### 1次選考（12月28日までの申込分）

提出書類によりクラブ利用の要件があるかを確認します。要件がある児童のうち「保育可能な実祖父母と同居していない1～3年生」について、以下の方法で1次選考を行います。

方法：申込者数が定員数以下の場合 … 全員利用可

申込者数が定員数を上回る場合 … 指数比較により決定

決定通知：令和6年1月中旬予定（郵送）

利用説明会：令和6年3月上旬予定（詳細は利用決定者に通知します。）



### 2次選考（1次選考後に定員に余裕がある場合のみ）

クラブの利用要件がある児童のうち、「12月28日より後に申請があった1～3年生」、「保育可能な実祖父母が同居している1～3年生」及び「4年生以上」について以下の方法で2次選考を行います。

方法：申込者数が定員数以下の場合 … 全員利用可

申込者数が定員数を上回る場合 … 指数比較により決定

決定通知：令和6年2月中旬予定（郵送）

利用説明会：令和6年3月上旬予定（詳細は利用決定者に通知します。）

※1月31日までに申請がない場合は、4月1日から利用できないことがあります。

## ✿ 年度途中からの利用決定

### 各月1日・16日 利用者選考（定員に余裕がある場合のみ）

- ・利用待機となっている1～6年生 および
- ・
  - 前月15日までに申し込みをした1～6年生（各月1日の場合）
  - 前月末までに申し込みをした1～6年生（各月16日の場合）

について2次選考と同様の方法で選考を行います。

決定通知：利用開始日の約10日前（郵送）

利用説明：クラブと個別に相談

## 選考基準

保護者ごとに算出し合計した『基準指数』と、該当する項目がある場合に加算する『調整指数』の合計により、定員を満たすまで指数が高い順に利用を決定します。

### ◆基準指数（保護者ごとに算出し合計する）

| 番号 | 区分                        | 要件等                                    | 指数                 |       |       |
|----|---------------------------|----------------------------------------|--------------------|-------|-------|
|    |                           |                                        | 週 5 日<br>以上        | 週 4 日 | 週 3 日 |
| 1  | 就労、就学<br>(13時～19時の時間帯を含む) | 8時間以上                                  | 100                | 80    | 60    |
|    |                           | 6時間以上                                  | 75                 | 60    | 45    |
|    |                           | 4時間以上                                  | 50                 | 40    | 30    |
|    |                           | 4時間未満                                  | 25                 | 20    | 15    |
| 2  | 出産                        | 出産予定日の6週前の日が属する月の初日から産後8週目の日が属する月の末日   | 100                |       |       |
| 3  | 障がい等                      | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護3以上 | 100                |       |       |
|    |                           | 上記以外の手帳所持者、要介護・支援認定者                   | 70                 |       |       |
|    | 1か月以上の<br>病気療養            | 常時病床にある                                | 100                |       |       |
|    |                           | 医師の診断により保育が困難な状況                       | 80                 |       |       |
| 4  | 1か月以上の<br>自宅での<br>介護、看護   | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護3以上 | 95                 |       |       |
|    |                           | 常時病床にある                                | 95                 |       |       |
|    |                           | 上記以外の自宅介護、看護                           | 25                 |       |       |
|    | 1か月以上の<br>施設付添い<br>介護、看護  | 付添い時間による                               | 付添い時間により<br>1の欄を適用 |       |       |
| 5  | 求職                        | 求職活動中（最大2か月まで）                         | 30                 |       |       |
| 6  | 70歳以上                     | 上記1から5にあてはまる                           | 105                |       |       |
|    |                           | 上記1から5にあてはまらない                         | 70                 |       |       |
| 7  | 1か月以上の<br>不在、不存在          | 一方の保護者が不在（入院、拘禁状態を含む）または 離別、死別等で不存在    | 150                |       |       |
| 8  | 1か月以上の<br>留守              | 一方の保護者が単身赴任、海外赴任等で留守                   | 105                |       |       |
| 9  | その他                       | 特別な配慮が必要な場合                            | 事情によって決定           |       |       |

◆調整指数（該当する場合に加算）

|   |                                                          |      |
|---|----------------------------------------------------------|------|
| ① | 保護者が育休明け                                                 | +20  |
| ② | 保護者の勤務終了時刻が17時以降の場合、ひとりにつき                               | +5   |
| ③ | 保護者が自宅敷地内で就労している場合、ひとりにつき                                | -5   |
| ④ | 『保育できない理由を証明する書類』の提出がない18歳以上70歳未満の実祖父母以外の同居人がいる場合、ひとりにつき | -20  |
| ⑤ | 『保育できない理由を証明する書類』の提出がない70歳未満の同居の実祖父母がいる場合、ひとりにつき         | -50  |
| ⑥ | 入所を希望する児童が1年生である。                                        | +200 |
| ⑦ | 入所を希望する児童が2年生である。                                        | +130 |
| ⑧ | 入所を希望する児童が3年生である。                                        | +60  |

※⑤については、4月1日利用開始の選考においては学年に関わらず2次選考とする。

◆同点の場合の調整

基準指数と調整指数の合計が同点の場合には、以下のとおり優先で利用を決定します。

- ア 学年が低い方
- イ 年度途中の申込で既に利用しているきょうだいがいる場合
- ウ 基準点が高い方
- エ 通学距離が長い方



市の花 フジザクラ

❀ 申請者に同意いただく事項

利用申込にあたり申請者の同意が必要な事項がありますので、内容をよくご確認の上、ご署名下さい。

❀ 申し込み後利用開始前に辞退する場合

利用を辞退される場合は、子育て支援課までご連絡ください。

御殿場市子育て支援課 電話 0550-82-4124（直通）

近年、放課後児童クラブの利用申込が多数でいるため、学区によっては入所をお待ちしていただく事態が発生しています。利用申込につきましては、ご家庭等で検討していただき、放課後児童クラブの適正な利用のためにご協力お願いいたします。

## 2 御殿場市放課後児童クラブについて



### ✿ クラブ一覧

| クラブ名         | 住所（場所）            | 電話番号    |
|--------------|-------------------|---------|
| 御殿場小ふじっこクラブ  | 萩原357-1           | 83-9863 |
| 御殿場小たけのこクラブ  | 萩原358-4           | 82-3171 |
| 御殿場小わくわくクラブ  | 二枚橋289            | 82-4585 |
| 東小東っ子クラブ     | 西田中334-2          | 83-0436 |
| 東小にこにこクラブ    | 西田中335-2          | 同上      |
| 御殿場南小なかよしクラブ | 萩原1185-12         | 82-4483 |
| 御殿場南小げんきクラブ  | 萩原1264-7          | 82-8680 |
| 富士岡小もみじクラブ   | 中山420-1           | 87-5223 |
| 富士岡小さくらクラブ   | 中山504-4           | 87-6003 |
| 神山小くすのきクラブ   | 神山775-1           | 87-7373 |
| 原里小ひまわりクラブ   | 川島田1870-1         | 89-7131 |
| 朝日小あさひクラブ    | 川島田124-8          | 82-6785 |
| 玉穂小たまっ子クラブ   | 中畑483-10          | 89-3031 |
| 玉穂小わんぱくクラブ   | 中畑483-1           | 89-3020 |
| 印野小ひまわりっ子クラブ | 印野1795-2          | 89-5352 |
| 高根小あおぞらクラブ   | 塚原38-5            | 82-1800 |
| 高根小おひさまクラブ   | 塚原25-1（103・105号室） | 82-3530 |

※複数のクラブがある小学校区において、いずれのクラブに所属するかについては利用決定通知でお知らせします。申込者がクラブを選ぶことはできません。

※定員については御殿場市放課後児童健全育成事業実施要綱で定められています。詳しくは市ホームページをご覧ください。子育て支援課にお問い合わせ下さい。

## 開所時間と閉所日

### (1) 開所時間

◆学校の授業のある日 放課後～19時

◆土曜日 8時～17時

◆長期休み 7時30分～18時

◆延長利用時間・・・原則として19時までのお迎えをお願いします。

19時を過ぎた場合は30分ごとに500円の延長利用料が発生します。

土曜日の17時から19時、長期休みの18時から19時においては、30分ごとに200円の延長料金が発生します。

### (2) 閉所日

◆日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、土日祝日の運動会・文化祭等開催日、市長が特に認める日（お盆期間、台風等による学校の休校日※等）  
※警報が発令され登校前に休校が決定した日は、クラブも閉所します。

## 土曜日のみの利用

平日は利用せずに、土曜日のみクラブを利用したい児童の申込を受け付けます。

利用申込書のクラブの利用予定区分を「土曜日のみの利用希望」にしてください。

※申込提出書類は平日利用者と共通です。

## 土曜日のクラブ実施場所

土曜日のクラブ実施場所は下記のとおりとなります。平日利用している場所と異なる場合もありますのでご注意ください。

| 土曜日の実施場所    | 在籍するクラブ                                                               |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 御殿場小ふじっこクラブ | 御殿場小ふじっこクラブ・たけのこクラブ・わくわくクラブ<br>東小東っ子クラブ・にこにこクラブ<br>高根小あおぞらクラブ・おひさまクラブ |
| 朝日小あさひクラブ   | 御殿場南小なかよしクラブ・げんきクラブ<br>朝日小あさひクラブ<br>富士岡小さくらクラブ・もみじクラブ<br>神山小くすのきクラブ   |
| 玉穂小たまっ子クラブ  | 玉穂小たまっ子クラブ・わんぱくクラブ<br>原里小ひまわりクラブ<br>印野小ひまわりっ子クラブ                      |



## **利用休止の届出**

### (1) 夏休みの利用休止

夏休みの間クラブを利用しない場合には、『夏休み利用休止届』を出すことで8月分の利用料が免除されます。

※ただし、行事参加料を負担することにより行事のみ参加は可

◆利用の休止期間：夏休み初日～学校が始まる前日

◆クラブの行事参加料：参加する都度、一日につき700円

### (2) 児童の特別な事情による利用休止

児童が「病気」や「けが」でクラブを利用できない場合は、利用休止届により利用を休止することができます。（診断書等の提出が必要です。）

◆休止中の利用料：暦上のひと月の利用期間がない月…全額免除

暦上のひと月の利用期間が15日以下の月…半額免除

※利用期間には土日、祝日等を含みます。

## **利用料と減免制度**

| 区分                           | 1 人目      | 2 人目<br>※1 | 3 人目以降<br>※1 | 減額対象世帯<br>※2 |
|------------------------------|-----------|------------|--------------|--------------|
| 通常の平日分利用料                    |           |            |              |              |
| 通年利用（毎月）※3                   | 9,000 円/月 | 6,000 円/月  | 4,000 円/月    | 2,000 円/月    |
| 土曜利用料                        |           |            |              |              |
| 通年利用                         | 700 円/日   | 500 円/日    | 300 円/日      | 700 円/日      |
| 土曜のみの利用                      | 800 円/日   | 600 円/日    | 400 円/日      | 800 円/日      |
| 通年利用者で学校の夏休みの利用を休止した場合の行事参加料 |           |            |              |              |
| 行事参加料                        | 700 円/日   | 500 円/日    | 300 円/日      | 700 円/日      |

### ◆減免について

※1 当該世帯でクラブを利用する児童がきょうだいで複数いる場合は、2人目以降について利用料が減額されます。

※2 世帯に特別な事情があり、申請が認められた場合は利用料が免除されます。  
特別な事情：生活保護・児童扶養手当・就学援助費支給 の対象の場合

※3 月中途からの利用開始、利用中止、利用休止により、ひと月の利用期間が15日以下の場合は、平日分利用料が半額になります。

※4 重度のアレルギー等によりクラブが用意するおやつを支給を受けず、ご家庭でおやつを用意される場合は、平日分利用料から2,000円が減額されます。

### ◆長時間・延長利用料

①利用時間が19時を超える30分ごとに500円

②土曜日においては17時、長期休みにおいては18時を超える30分ごとに200円（19時以降は①に該当）

## **利用料の支払い**

### (1) 支払方法

◆**口座振替** 毎月27日（休日の場合は翌営業日）に指定口座からの引落とし

※振替は「**富士伊豆農業協同組合**」の貯金口座からのみとなりますので、お持ちでない場合はご用意願います（口座は保護者名義のものでお願いします）。

### (2) 振替内容

| 利用料区分     | 振替月 | 振替額         | 備考                                         |
|-----------|-----|-------------|--------------------------------------------|
| 平日分利用料    | 当月  | 9, 0 0 0 円  |                                            |
| 土曜利用料     | 翌月  | 7 0 0 円×回数  | 通年利用者                                      |
|           |     | 8 0 0 円×回数  | 土曜のみ利用者                                    |
| 長時間・延長利用料 |     | 5 0 0 円×時間数 | 19 時以降 30 分 500 円                          |
|           |     | 2 0 0 円×時間数 | 土曜日の 17 時、長期休みの 18 時から 19 時の間のみ 30 分 200 円 |
| 行事参加料     |     | 7 0 0 円×回数  | 利用休止中の行事参加                                 |

### (3) 手続き（前年度利用者を除く。）

利用決定通知書に口座振替依頼書を同封します。記入・押印（金融機関お届け印3か所）をしてクラブでの利用説明会の前までに各クラブもしくは市役所へ提出ください。

## **放課後児童クラブでの生活**

### (1) お弁当の用意

クラブで一日過ごす日や、学校の給食がない日は、お弁当を持参してください。

### (2) クラブからの外出

クラブに来てから、児童一人で塾や習い事に行くことは原則としてできません。

ただし、塾や習い事の関係者が玄関先まで迎えに来る場合は、例外として認められています。

また、市が行う放課後こども教室に参加することはできますので、その場合には事前に職員にご連絡ください。

### (3) クラブでのおやつ

放課後児童クラブでは、毎日おやつの時間があります。おやつは、市販のものを職員が選んで提供します。

食物アレルギーがあり、食べてはいけない食品がある児童については、おやつの用意に配慮が必要になりますので、必ずお知らせください。

※利用申込書の該当欄に必要事項を必ずご記入ください。

※職員がお話を伺ったり、相談したりすることがありますのでご協力ください。

※特別な事由により減額される場合があります。（P8参照）

## ❁ 児童の送迎

- ◆放課後児童クラブは、原則として保護者（保護者の送迎が困難な場合は18歳以上の方）の送迎をお願いしています。送迎の際は、必ずクラブの玄関までお越しいただき、登所・降所時間をご記入いただきます。
- ◆送迎によりクラブの利用に支障が生じる場合に例外として下記の特例を申請できます。『送迎特例申請書』で認められたきょうだいが、送迎又は一緒に帰宅をすることができます。利用を希望する場合にはルールをご確認の上、『送迎特例申請書』をご提出ください。

### （送迎特例のルール）

- (1) 18歳以上の方が18時よりも前に送迎できない場合には、保護者からの申請の内容を確認の上、問題がないと判断した場合のみ以下のことを認めます。

- ①小学校4年生以上のきょうだい（中学生、高校生の含む）が送迎を行うことに問題がないと認められる場合  
※小学校4・5・6年生がクラブを利用していない場合も可
- ②利用児童が小学校4・5・6年生で、その児童がひとりで帰宅する場合
- ③ファミリーサポートセンターや通訳等の特別な事情のため、保護者に認められた家族以外の方（18歳以上）が送迎を行う場合

①③の送迎を認められた方には、氏名の入った送迎者用名札を交付します。送迎の際には名札を職員に提示してください。

- (2) 送迎特例の利用者は以下の事項を守ってください。守れない場合は承認を取消します。
- ア 小学生のみでの帰宅は日が明るい時間帯（4月～10月は17時まで、11月～3月は16時まで）、中高生のお迎えは19時までとする。
  - イ 保護者は利用の前日までに、登所の場合は何時にクラブへ着くか、降所の場合は何時にクラブを出るか、職員に連絡する。
  - ウ 登所や帰宅の経路は、利用決定後に提出する『利用確認票』に記載した経路とする。
  - エ 保護者は、児童の帰宅後の安否確認を必ず行う。
  - オ 予定の時間を過ぎて、クラブに登所しない、または、迎えが来ない場合には、職員が保護者に連絡をするので、保護者はただちに児童の所在の確認を行いクラブへ状況を報告する。
  - カ 情報交換のため、少なくとも週に1度は、父または母が送迎を行う。

### （送迎特例申請の手続き方法）

クラブ又は子育て支援課にご連絡いただければ申請書を送付いたします。  
申請書に必要事項を記入の上、クラブに提出してください。  
後日、承認された送迎者の名札を交付します。

### 3 長期休業期間のみの利用について



長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）のみの利用はできません。

※長期休業期間のみの募集をしている民間放課後児童クラブもありますので、各自お問い合わせください。

### 4 私立放課後児童クラブについて



#### 私立放課後児童クラブ

御殿場市内には、公設クラブ以外に私立の放課後児童クラブが15クラブ（9団体）あります。各クラブに直接手続きをしていただきますので下記にお問い合わせをお願いします。12ページ以降に各私立放課後児童クラブの紹介ページを掲載しておりますのでご参照ください。

- ◆萩原学童 （御殿場小学校区） 萩原保育園内 電話 84-4152
- ◆神山明倫学童、神山明倫第二学童  
（神山小学校区） 神山保育園内 電話 87-1586
- ◆リトルスターKids club 東校、原里校、みどりの杜  
（東小・原里小学校区） 電話 81-3751
- ◆あそ Viva キッズ、あそ Viva キッズ Duo  
（原里小学校区） 電話 70-3505
- ◆横川進学会、横川進学会ふじおか、横川進学会にまいばし  
（御殿場南・富士岡・御殿場小学校区） 電話 090-3938-4519
- ◆とらこや （朝日小学校区） 電話 080-2600-0479
- ◆キッズクラブ PONO （御殿場南小学校区） 電話 82-0853
- ◆ふがくっこ （富士岡小学校区） 電話 87-2550
- ◆スクルドキッズクラブ （御殿場小学校区） 電話 78-7004

※「リトルスターKids club」「あそ Viva キッズ」「横川進学会」「とらこや」「キッズクラブ PONO」「スクルドキッズクラブ」は他小学校区への送迎があるため、他小学校区の児童も利用できます。「みどりの杜」は御殿場小学校への送迎があります。

※「萩原学童」「神山明倫学童」「ふがくっこ」は卒園生のみのご利用になります。

御殿場市放課後児童クラブについてのお問い合わせ先

御殿場市 子育て支援課

【電話】0550-82-4124（直通） 【FAX】0550-82-4325

ホームページ：御殿場市子育て支援サイト

<http://www.gotemba-kosodate.jp/>

御殿場市子育て支援サイト

検索

